

令和3年度 多面的消費者教育推進事業

企画コンペ 提案選定要領

令和3年4月

岩手県立県民生活センター

この「企画コンペ提案選定要領」は、岩手県立県民生活センターが、「多面的消費者教育推進事業業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について必要な事項を定めるものとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、次に掲げる機関に所属する職員による企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）により実施するものとする。
 - ・盛岡市消費生活センター
 - ・岩手県消費者団体連絡協議会
 - ・岩手県秘書広報室広聴広報課
 - ・岩手県立県民生活センター
- (2) 選定委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された「令和2年度多面的消費者教育推進事業企画提案募集要項（以下「募集要項」という。）に定める提出書類（以下「企画提案書等」という。）について、別表の審査項目、審査観点及び配点に基づき審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、企画提案書等及び参加者による選定委員会の場合でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 選定委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションについて、別表に定める審査項目に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、選定委員ごとに順位点（1位－5点、2位－3点）を付するものとする。
- (3) 上記(2)の順位点を集計し、その順位点の合計により順位をつけて報告するものとする。

各委員の順位点により順位を決定するものとし、順位が第1位の者を委託予定者として選定することとする。（総合評価）

なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、順位を決定するものとする。
- (4) **参加者が1者のみの場合であった場合にも、選定委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。**
- (5) 選定委員会は、順位等を決定するにあたり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者へ郵送により書面で通知する。

【別表】 審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点	
1 事業目的等	事業目的等	・委託業務の趣旨、目的、求められる成果等を理解し、一貫したテーマ、コンセプト、キャッチフレーズ等が示されるなど、的確な提案となっているか。	15点	15点
2 企画提案内容	提案内容	・県民（特に行政パブリシティのみでは消費者問題に関する情報伝達が十分ではない方）の認知度が高まるよう、創意工夫をこらした提案内容となっているか。	25点	55点
	事業効果	・ 県民の消費者問題に対する啓発や注意喚起を期待できる提案であるか。 ・ 県民への普及啓発や情報提供の推進が期待できる方法や内容か。 ・ 実施する普及啓発の実施回数・内容・時間帯等は適当か。	30点	
3 事業実施	見積内容	・予算の範囲内で、事業の積算に係る単価や経費が妥当かつ必要最小限となっているか。 また、全体としてコストパフォーマンスの高い提案内容となっているか	10点	25点
	経営基盤	・団体の運営基盤（財政、人材）が確保され、的確な事業運営、スタッフ配置、事業実績報告等、適正かつ確実な運営が期待できるか。	10点	
	業務実績	・類似の業務実績から、確実に本事業を遂行できる能力を有し、または、良好な運営が期待できるか。	5点	
4 その他		・環境への配慮、十分な安全確保など、事業実施に当たって優れた提案や工夫が認められるか。	5点	5点
合 計			／100点	